

規制の事前評価書

政策の名称	技能実習制度における監理団体の許可制の創設	担当部局名	入国管理局総務課参事官室	作成責任者名	参事官 小新井 友厚	評価実施時期	平成27年3月
法令案等の名称・関連条項	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第23条第1項等関係						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>現行制度において、技能実習生は、労働基準法等の労働者保護法規や、刑法等により強制労働などから保護されていますが、監理団体と団体監理型技能実習生との間には直接の雇用関係が存在せず、監理団体については労働法規が適用されにくいことから、法律に基づく確実な規制を行うことが必要な状況にあります。また、監理団体が不適切であった場合には、監理団体は通常数多くの実習実施者や技能実習生を抱えており、その影響が甚大であることから、不適切な者の排除を確実に行うことが必要不可欠です。</p> <p>このため、団体監理型技能実習については、監理団体について許可制とし、許可の欠格事由や許可基準、遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の確認をするほか、報告徴収・改善命令・許可の取消し等を通じて必要な指導監督権限を行使できるようにします。</p> <p>これにより、監理事業を行おうとする者は、全て事前に許可を受けることが必要となり、許可を受けなかった場合は監理事業を行うことができず、また、許可を受けずに監理事業を行った場合には罰則が課せられることとなります。</p>						
想定される代替案	団体監理型技能実習については、監理団体について届出制とし、欠格事由や遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の確認をするほか、報告徴収・改善命令等を通じて必要な指導監督権限を行使できるようします。これにより、監理事業を行おうとする者は、全て事前に届出を行うことが必要となり、届出をしないで監理事業を行った場合には罰則が課せられることとなります。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。 ・申請書類の作成や申請に要する手数料等の申請費用 ・許可の欠格事由や許可基準、遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の許可基準に適合するための措置に要する費用 ・報告徴収・改善命令・許可の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用 ・許可を受けずに監理事業を行った場合等に課せられる罰則	規制を遵守するために、規制を受ける者が、以下の費用を負担することが考えられます。 ・届出書類の作成や送料等の届出費用 ・欠格事由や遵守事項、技能実習監理責任者の設置等の要件に適合するための措置に要する費用 ・報告徴収・改善命令等が行われた場合は、その措置のための費用 ・届出を行わずに監理事業を行った場合等に課せられる罰則					
2 行政費用	規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 ・規制の導入を事業者に周知するための費用 ・監理団体の許可等を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務費用	規制の導入に当たり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 ・規制の導入を事業者に周知するための費用 ・監理団体の届出の受理を行うに当たっての事務コストや報告徴収・立入検査等の業務費用					
3 その他の社会的費用	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	監理団体の欠格事由等の確認及び指導監督を通じて不適切な監理団体を排除することで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を確保できるようになります。	監理団体の欠格事由等の確認及び指導監督を通じて、一定程度、不適正な監理団体の排除を行うことができますが、許可基準等による厳格な審査が行えないことから、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制が十分に確保できない可能性があります。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案においては、監理団体について許可等を行うための費用が不要であることから改正案と比較して費用負担は軽いものの、監理事業を行う者に対する規制が十分に及ばず、不適正な監理団体を確実に排除するという目的を達成するための実効性が担保できないおそれがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。						
有識者の見解その他関連事項	<p>「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日)において、以下のとおり取りまとめられています。 ・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化 技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。</p> <p>「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(平成27年1月30日)において、以下のとおり報告されています。 ・監理団体については、人権を侵害する行為、偽造文書等の行使・提供等の不正行為が見られたことから、新たに許可制とし、報告徴収・改善命令等の必要な指導監督(改善されない場合等、必要に応じて許可を取り消すことを含む。)を行うこととすべきである。</p>						
レビューを行う時期又は条件	本法案の附則において、政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。						